

市・道民税と所得税の 申告をしましょう！

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。例年どおり市・道民税と所得税の申告を市役所コミセン多目的ホールと東公民館にて行います。

持参していただくものは例年の確定申告と同様となっておりますので、日程を確認の上申告にお越してください。

ご存じですか？

市・道民税の申告は生活に直結しています！

市・道民税の申告によって国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当等の額が決定されます。申告をされないことにより税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなかったりするなどの場合がありますので、必ず市役所にて申告をしてください。

公的年金収入400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりましたが、市・道民税の申告をしなかった方の所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになります。その他の控除(扶養控除や医療費控除等)については申告をする事で受けられるため、申告をされないで市・道民税が高く計算される場合がありますので、確定申告が不要となった方でも市役所にて市・道民税の申告を行ってください。

申告をしなければならぬ方

- ▽ 営業、農業を営んでいる方
 - ▽ 年金、恩給等を受けている方
(各種年金、各種恩給が該当します。)
 - ▽ 配当、地代、家賃報酬、外資、雑所得、一時所得などがある方
 - ▽ 平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
 - ▽ 給与所得者で平成24年12月31日までに退職した方や、2力所以上で勤務された方で、年末調整ができなかった方、地代や家賃などの所得のある方は、少額であっても申告をしなければなりません。
 - ▽ 所得がない方であっても国民健康保険、後期高齢者(長寿)医療保険に加入されている方
 - ▽ 65歳以上の方(介護保険料算定のため必要です。)
 - ▽ 児童扶養手当を受給されている方
 - ▽ 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- ※ただし滝川税務署や郵送、またはe-tax等にて確定申告をされた方は、市役所での市・道民税の申告は必要ありません。

申告日程

期日	指定地域	会場	期日	指定地域	会場	
2月13日(水)	収入のない方	市コミセン 多目的ホール	3月3日(日)	市内全域 ※日曜受付	東公民館(茂尻支所)	
2月14日(木)	障害年金を受給されている方		3月4日(月)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町		
2月15日(金)	遺族年金を受給されている方		3月5日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町		
2月18日(月)	大町、東大町、日の出町		3月6日(水)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町		
2月19日(火)	錦町、本町		3月7日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町		
2月20日(水)	泉町、美園町		3月8日(金)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町		
2月21日(木)	豊栄町		3月11日(月)	若木町南、若木町北		市コミセン 多目的ホール
2月22日(金)	宮下町		3月12日(火)	東文京町、西豊里町、東豊里町		
2月24日(日)	市内全域 ※日曜受付		3月13日(水)	西文京町、北文京町		
2月25日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里		3月14日(木)	市内全域		
2月26日(火)	住友地区全域、赤間1・2・3区		3月15日(金)			
2月27日(水)	幌岡町、共和町、住吉町					
2月28日(木)	昭和町、幸町					
3月1日(金)	若木町東、若木町西					

受付時間

■午前の部：8時30分～11時30分 ■午後の部：13時～16時
 ⑩ 8時30分前及び11時30分～13時の時間帯は受付できませんので、ご了承ください。

指定地域

■混雑をさけるため、なるべく指定する期日にご申告ください。
 ■東公民館での相談日【3月3日(日)～8日(金)】は、市役所での受け付けはできません。

日曜受付

■期日 ▶ 2月24日(日) 市コミセン ■受付時間 ▶ 午前の部：8時30分～11時30分
 ▶ 3月3日(日) 東公民館(茂尻支所) ▶ 午後の部：13時～16時

申告にあたってのお願い

▽例年、混雑により待ち時間が長くなる
ことが予想されます。そのため不動産
譲渡所得(土地、建物の売買)、配当所
得(外貨等)、株式譲渡所得(株式の取
引)がある方は、直接滝川税務署にて申
告をしていただきますよう、ご協力を
お願いします。

▽確定申告会場内での「コピー」は行いま
せん。申告時に必要とされる添付書類(源
泉徴収票、領収書等)については、必要
であれば、事前にコピー等されてから
申告されますよう、ご協力をお願いします。

申告に持参するもの

▽印鑑(所得税の納税で口座振替を希望
する場合は、その印鑑)

▽給与、年金、報酬のある方は、平成24年
中の収入を示す資料(源泉徴収票等)

▽営業、不動産貸付収入がある方は、売上
げ及び必要経費に関する資料

▽平成24年中に支払った社会保険料、国
民年金保険料、生命・損害・地震保険料、国
の控除証明書または、領収書、国民健康
保険税・後期高齢者(長寿)医療保険料・
介護保険料の領収書、医療費の領収書
障がい手帳(身体・療育・精神)

▽預金口座番号のわかるもの(メモ等)

医療費の申告について

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支
払った医療費があるときは、次の算式により計算
した金額を医療費控除として所得から差し引くこ
とができます。

なお、この控除を受けるには、必ず申告をしなけ
ればなりません。(会社等で行う年末調整ではでき
ません。)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払} \\ \hline \text{った医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険などで補} \\ \hline \text{てんされる額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または} \\ \hline \text{所得の5\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array}$$

(どちらか少ない方) (最高200万円)

注意事項

▷次の費用は医療費になりません

- 医師等に対する謝礼
- 健康診断、美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進などのための医療品や健康食品の購入費
- 親族等に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代、分べん等のための帰省に係る交通費

医療費控除の申告に必要な書類

■ 医療費を支払った領収書

領収書は、受診された方ごとに、且つ
支払先ごとに分けて計算し合計額を明
確にしてください。

■ 通院費がわかるメモ等

対象となるのは、公共の交通機関のみ
で、通院費、片道料金等を整理した上
で、ご相談ください。(ただし、医師の指示に
よりタクシー等を利用した場合は領収
書をご持参ください。)

■ 特定保健指導に係る領収書等(該当者のみ)

- 特定保健指導を実施された機関から発行される領収書(自己負担分のみ)
- 当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書(自己負担分のみ)
- 当該特定保健指導に係る証明書等

特定保健指導とは

特定保健審査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧症と同様の状態である方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る。)です。

寄附金控除のお知らせ

ふるさと納税とは

ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県や市区町村)への寄附のことで、個人が2千円を超える寄附を行ったときに、所得税及び個人道・市民税から控除することができる制度です。

東日本大震災義援金の取扱いについて

東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に2千円を超える寄附をしたもので、最終的に被災地方自治体や義援金配分委員会等に拠出されるものについても、寄附金控除の対象となります。

※いずれも手続きには都道府県や市区町村、義援金の募金団体等が発行する領収書が必要です。